

平成28年度児童手当現況届の提出について

6月は児童手当現況届提出月です。毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかを確認するためのものです。

6月初めに役場から現況届が郵送されますので、必要項目を記入し、下記の必要書類を添付のうえ、いきいき健康推進課へ **平成28年6月30日(木)(期限厳守)までに** 提出くださるようお願いいたします。

また、直接窓口に来られない方は、郵送でも受け付けますので、添付書類と一緒に郵送してください（郵送の場合は**7月4日(月)必着**）。

※ 提出がない場合は平成28年6月分以降の手当（平成28年10月振込分以降）が支給停止となる場合がありますので、お忘れのないようお願いいたします。

◆必要な書類（◎は全員が必要です。○は該当する方のみ必要になります。）

（全員が必要）

◎ 現況届 ◎ 受給者と配偶者の保険証（写し可） ◎ 印鑑

（該当する方のみが必要）

- 対象児童と住所が別の方・・・・・・・・・・ → 別居監護申立書
- 対象児童の住所が東通村外の方・・・・・・・・ → 児童の属する世帯全員分の住民票謄本
- 受給者が父母以外の方・・・・・・・・・・ → 養育申立書
- 平成28年1月1日に東通村に住所がなかった方、
平成28年1月1日以降に転入された方 → 前住地の所得・課税証明書

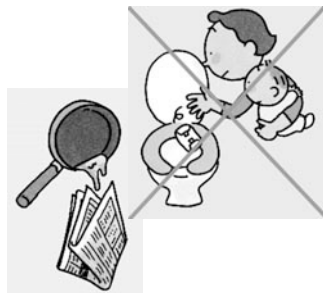
＜問合せ先＞ いきいき健康推進課 児童手当担当 ☎ 28-5800

水資源サービス課 下水道グループからのお知らせ

下水道へ加入されている皆様へ

村内各浄化センターで、水に溶けない繊維素材、生活残飯、海草類、プラスチック片等の不要物の混入が、多数見受けられます。施設処理機器の故障の原因になりますので、次のことを厳守して頂きますようよろしくお願いします。

- ・水洗トイレでは、**トイレットペーパーのみ**を使用し、水に溶けない繊維素材（ティッシュペーパー、生理用品、紙おむつ、ウエットティッシュ、モップ等）を流さない。
- ・**生活残飯及び使用済食用油は、燃えるゴミとして処分し**、下水道へ流さない。
（食用油は、低温で固まるため、配水管に付着し詰まりの原因になります）



※ なお、各家庭の宅地内汚水枡を破損した場合は、早急に修繕下さるようお願いいたします。

また、公共枡（野花菖蒲を描いている枡）の破損及びその他相談がありましたら、水資源サービス課下水道グループまでご連絡下さい。

東通村水資源サービス課 下水道グループ
TEL 27-2111（内線456～458）